

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第1号 寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 皆さん、おはようございます。それでは、1番目ということで、一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号 11番 寺嶋正。件名「町民のいのちとくらしを守ろう」ということで、まず第1問は台風関係でございますけれども。今回の台風19号等におきましての被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

要旨（1）台風19号の影響で、民家への土砂流入、土砂崩れ、水道管破裂による断水などの被害がありました。松田町の防災体制、復旧状況、被災者支援策について伺います。

2番目。3歳から5歳児は原則全世帯、0から2歳児は住民税非課税世帯で保育料が無料となりましたが、一方で、消費税増税による家計への負担は大きくなっています。町立幼稚園、小学校、中学校の給食費補助の見直し。全額自己負担となりました保育園給食費の負担軽減策について伺います。

3番目。低所得家庭の支援のための就学援助について、対象者の拡大や入学準備金の入学前支給などの考えはないのでしょうか。

以上、お伺いいたします。これで第1回目の質問を終わります。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

それでは、台風19号での被害の状況を説明しながら、復旧状況や被災者支援対策等について御説明をさせていただきます。

まず、民家への被害状況でございますが、12軒の家屋等に被害が発生し、そのうち1棟が半壊、1棟が準半壊の判定となっております。半壊の判定につきましては、増築を除く家屋の被害度が20%であったため、税・使用料について一定の減免措置が講じられることとなります。また準半壊では、一部損壊として減免規定は適用されませんが、倉庫等の全壊がありますので、固定資産税の減免が行われるということになっております。そのほか10棟につきましては、災害救助法の適用外となりますので、税の減免等の措置はございませんでした。なお、被害に遭われました12棟につきましては、罹災証明・被災証明をそれぞれ

れ交付しておりますので、今後は民間の保険等々による対応になるということになります。

次に、土砂崩れの状況につきましてですが、まちづくり課が所管する道路等への土砂流入、流失、土砂の堆積、水路の補修等を含めまして、48カ所ほどありました。特に、秦野市とつながる町道寄4号線につきましては、土砂崩れ・倒木により通行が不能となりましたが、15日には復旧しております。また、山北町さんとつながる町道寄11号線につきましては土砂流入が発生し、現在のところ、片側通行まで復旧しておりますが、今後、完全復旧に向けて設計・工事を行う予定としております。教育課所管の酒匂川町民親水広場及び健楽ふれあい広場の表土の流失、寄小学校屋内運動場横ののり面の崩落が2カ所、観光経済課所管の遊歩道の土砂崩れ及び倒木、寄ロウバイ園内での土砂崩れ、自然館、最明寺史跡公園内ののり面の崩落が4カ所。神奈川県においては、県道710号の土砂流失と中津川のり面崩落が2カ所。鉄道においては、小田急電鉄の鉄橋付近の土砂流失と電柱の傾斜があり不通となりましたが、15日に復旧しております。また、電力関係では、土砂崩れによる電柱の倒壊による停電が、一時的に寄地区全域で停電が発生いたしました。13日には復旧しております。さらに、土砂崩落で水道管の切断による断水状況では、弥勒寺自治会、萱沼自治会、宇津茂・稲郷地区に影響が及び、10月13日から16日まで給水活動を行いながら、16日は完全復旧したという状況でもございます。

次に、防災体制につきましては、台風の接近に伴い10月11日に幹部職員を招集させ、対応する職員の配置など対応策を協議し、同日には避難所開設に向けた自治会長、町民への周知、消防団との広報活動、詰所待機の協議を行い、公共交通機関の運行状況など、聞き取りなどを行って、12日、台風が来る日の午前9時に避難所の開設に至っております。避難所対応は、開設する自治会長さんと連携しながら、職員については2名体制で昼間・夜間の交替勤務として避難者への対応を行いました。これらの対応につきましては、地域防災計画に基づき、計画された行動を行っていくこと、これまでの避難所運営の経験を生かし、いざ災害のときの対応が後手に回らないよう、職員には危機意識を持つよう伝えているところでもございます。

今後の災害対応では、今回の被害状況等で見えた対策の不足する部分を共有して、次の対応に活かしてまいりたいとも考えております。

次の2点目、3点目につきましては、教育長から回答させていただきます。

教 育 長 まず、2点目の御質問の幼児教育・保育の無償化に伴う保育園、幼稚園、小・中学校の給食費補助の見直しについて、順次お答えいたします。

子育てにかかわる経済的負担を軽減するため、本年10月1日の制度改正により、3歳から5歳児及び0歳から2歳児までの住民非課税世帯の子供たちを対象として、これまで保護者が負担してきた幼稚園・保育園などの利用料のみが無償化となりました。この制度改正により、保育園利用料に含まれておりました給食及びおやつの費用である副食費の徴収方法は変わりましたが、引き続き、その分につきましては保護者が負担することになっております。保育所運営費委託料と同様に、保育料利用料の保護者負担額も国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担することになっております。したがって、保育園につきましては、本町のこれまでの副食費を含めた利用料の3歳から5歳児の平均月額が約2万5,000円でありましたが、保護者の負担額は国の示した副食費の4,500円のみですので、実質保護者にとって2万500円が軽減されることになっております。

また、制度改正により町立幼稚園につきましては、月額6,000円の利用料が無償となりました。給食費につきましては、これまでどおり保育者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと、全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、おかずなどの副食費が免除となる改正がなされました。

議員の御質問のとおり、本年10月より消費税増税による家計の負担は大きくなっておりますが、保育園におきましては、平均の利用料のほうで、1カ月に約2万500円の軽減が図られていること。また、町立幼稚園の利用料6,000円の無償化により保護者の負担軽減が図られておりますので、現時点での保育園・幼稚園への給食費の負担軽減について、直ちに検討するという事は考えておりません。

次に、小・中学校の給食費補助の見直しに関してですが、給食費にかかわる

経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と児童・生徒の保護者がそれぞれ負担するように定められており、食材などにかかわる給食費については保護者負担とされております。本町では、教育及び子育て支援策といたしまして、幼稚園、小・中学校で主食、おかず、牛乳を提供する完全給食を継続的に実施しております。幼稚園、小・中学校の給食費につきましては、本町では給食費保護者負担軽減措置補助金制度として、給食費の一部を補助し、保護者の負担軽減に十分配慮している状況であります。具体的には、幼稚園の月額3,300円の給食費に対して月額200円、また小学校の月額4,000円、中学校の月額4,400円の給食費に対して、小・中学校それぞれ月額950円を町から補助しております。県西地域2市8町で比較いたしますと、2市3町が補助なし、他4町、最高補助額が400円となっておりますので、松田町の950円の補助が突出して子育て世代の負担軽減を図っているところでございます。

このようなことから総合的に判断し、小・中学校の給食費への補助の見直しによる負担軽減を実施することは、現状では考えておりません。しかし、自然災害や消費税率が上がったことによる農産物の高騰などの影響、経済情勢の変化によって、現在の給食費のバランスや適正化を図る必要がありますので、検討を進めてまいります。御理解と御協力をお願いいたします。

次に、3点目の就学援助の制度についてお答えいたします。質問のありました就学援助制度ですが、町では就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、生活保護法に規定する要保護者及び町教育委員会が法律の規定に準ずる程度に困窮していると認めているものである準要保護者に対して、本町も就学援助制度を制定しております。国の制度改正により、この就学援助費は平成17年度から準要保護者の国庫補助がなくなり、実質的に国庫補助金があるのは要保護者の修学旅行費に関するものだけとなりましたが、準要保護者については、国からの補助金が大きく削減された分を町が負担をして、学校給食費や学用品、校外生活費の補助費を補助してございます。

入学準備金の入学前支給についてですが、国において援助を必要とする時期に速やかな支援を行えるよう、入学する年度開始前に支給ができる要綱に改正されました。この国の要綱改正における経済的に援助が必要な世帯とは、準要

保護者となります。これまでの町の支給の取り扱いは、9月と3月に2回に分けて保護者に支給しておりますが、議員の御質問である入学する年度の開始前に支給することにつきましては、町教育委員会として、令和2年度に入学する児童・生徒の保護者に対して、入学前までに就学援助費のうちから新入学児童・生徒学用品費等の支給ができるように準備を進めておりますので、御承知おきくださるようお願いいたします。

なお、就学援助の対象者の拡大につきましては、さまざまな町の施策により、保護者に配慮しており、保護者の負担軽減を十分に行っていることなどを総合的に判断し、現状では考えておりませんが、御意見として承りたいと思っておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくようお願いいたします。以上でございます。

11番 寺嶋 氏は、再質問を行わせていただきます。まず最初に、台風19号の影響等による対策の中で、防災対策について伺います。今回はですね、町長のほうから回答がありましたけれども、今回見えた問題点等について、次の体制に生かすということなんですけれども、今回、その問題点というのは具体的にどのようなことがね、確認されたのか。その辺について、担当のほうからお伺いしたいと思います。

参事兼総務課長 お答えさせていただきたいと思います。今回の防災体制について見えた問題点ということでございますけれども、まず、職員の人的配置の部分で、やはり長期間にわたる避難所の運営を行っていかなきゃなりませんので、そこに対する人員配置についてですね。2名体制で夜間と昼間というふうに分けたんですが、やはりそこに…長時間にわたる、やはり対応ということがありますので、やはりそういった人的な配置をもう少し強くしていかなきゃいけないかなというのが一つ。

それとですね、あと被害状況がいろいろ入ってまいります。本部のほうで被害状況を把握するんですが、その後のですね、対応がどのようになっているかというところの情報が入ってこないところも見えましたので、そういうところは、やっぱり情報伝達をですね、密にして、今現状どうなっているのかというところをですね、強く強化していかなきゃいけないかなというふうに考えてい

るところがございます。

また今回、また逆によく見えたという部分につきましては、台風が去った後ですけれども、職員間で情報伝達というかスマートフォンを使ってですね、写真で被害状況等をやり取りする。その中でグループを組んで、職員間でですね、情報共有できたという部分はですね、速やかな対応ができたのかなというところで承知をしております。以上でございます。

11番 寺 嶋 ありがとうございます。今回のことで、今、答えありましたけども。今回のまず防災体制…災害対策本部ということの設置なんですけどもね、本部長、副部長ですか。それから災害対策本部、現地対策本部ということ。その下に各部局がある、そういう体制になっておるようなんですけども。その中で、主な部局の中で、総務部とか町民福祉部、それから産業建設部、教育部等に大きく分かれているようなんですが、その任務分担等役割は今回はどのようなことを視野に入れて行ったのでしょうか。その辺について、わかりましたらお聞きしたいと思います。

参事兼総務部長 まず町のですよね、地域防災計画に基づきます各それぞれの部局の役割ですけれども。総務部につきましては、基本的には災害対策本部、それから現地対策災害本部の部分のですね、情報伝達を含めた総括的なところを担うところです。町民福祉部につきましては、基本的には避難者に対する支援ということで、避難所運営が主なものになってございます。建設部につきましては、実際の被害が起きている箇所の情報収集並びにですね、それに対する対応を建設部のほうで行っております。教育部につきましては、各学校、幼稚園、小・中学校の学校関係の施設関係を含めた児童・生徒の安全確保というところでの部分を担っているのが教育部ということで、今回の災害につきましては、町長の答弁にもございましたとおり、台風が来る前日に災害対策本部を立ち上げまして、職員参集の後、その対応についての協議を行っております。避難所の…主なものは避難所の開設ということですので、町民福祉部の課長が主体になってですね、人員配置を行って、町内6カ所に避難所を開設したということで、昼間と夜間、2名体制ずつで人員配置を行ったというのが福祉部の役割でございました。建設部についてはですね、大雨のときには出勤できませんけれども、ある程度、

大雨なり風なりが弱くなった部分を見計らっての現場でのパトロール。それと、台風が去った後の被害状況の確認は、建設部のほうで直接行ってございます。教育部についても同じく、先ほど申しましたように、学校関係の施設関係の被害状況を確認したというところで対応させていただきました。以上でございます。

11番 寺嶋 その次にですね、職員の動員ということで、先ほどですね、避難所運営も含めて、夜…夜間…夜・昼2名体制というようなことで、余り職員の体制のほうかね、そんなに思わしくないと思われまじけども。災害応急対策活動の必要な職員の動員というのは、災害対策本部長である町長かね、命令をすると思うんですけども。職員の非常配備ということでは、大きく監視態勢、それから初動態勢ですか。あとは警戒態勢。最大では非常態勢ということで、そういう職員の非常配置…配備ですか。このような基準になっておるようですけども。今回は職員体制が不備だということもありましたけども、どんな体制で臨んだのでしょうか。

それからですね、いろいろな警報・注意報の伝達ということでは、主には防災行政無線、それから広報車、あとは安心メール等でいろいろ災害状況とか、そういう今の気象の状況とかについてね、その都度、情報伝達していると思われまじけども、今回の台風等の状況についてね、その辺は徹底されているのでしょうか。ただ、広報車がまだそんなに来てなかったみたいという町民の方もね、意見が寄せられておりますので、その辺についてのまずは2つのことについて、お伺いしたいと思います。

参事兼総務部長 御質問にお答えしたいと思います。まず、町のですね、参集の状況なんですけれども、そのときどきの気象情報に応じてですね、職員の参集は決まっております。今回の台風19号に当たりましては、即2号配備ということで、係長以上の職員は即参集ということで、職員はもう承知してございます。ですので、その人員不足ということは決してございませんでした。

それからですね、広報関係なんですが、職員が参集して、災害対策本部を設置して、その中で対応について協議していく中では、それぞれやはり避難所対応する職員もおりますし、広報に出る職員もおります。そういった体制をです

ね、取った中で、職員も3班に分かれてパトロールをし、広報しています。ただ、雨がやはりひどいときにはですね、音が届かない部分も確かにございますけれども、それとあわせた中でやはり消防団との協議も行って、消防団の消防車を使いながら赤灯を回していただき、広報していただくというところもこまめに回っておりますので、初動態勢としてはできていたというふうに思っております。以上です。

11番 寺 嶋 その辺は一応これでわかりました。

次に、今回は土砂災害警報の発表、それから避難警告発令ということで、町内に6カ所の避難所を開設して、最大で172名が避難したということなんですけれどもね。その中でですね、一応今回は町の職員の対応と、それから自主防災組織がね、自治会が連携して行ったということ、この辺は密にしてね、やってもらったことは大変よろしいと思うんですけども。

避難所の運営ですけども、ここでは避難所運営マニュアルみたいなものがあると思うんですけども、そういうことと、それから自主避難した方も相当いらっしゃるんですけども、その際ですね、非常食とか、寝具類の提供などのする、そういう柔軟な対応については今回どのように行われたのか、お伺いをいたします。

参事兼総務課長 まずは避難の状況ですけども、今、議員お話がありましたとおり、最大172名の方が避難したというところでございます。災害の警報の発生された後のですね、9時に避難所開設したんですが、それ以降ですね、早い段階で大雨警報が発令されておりました。ただですね、雨の状況等を勘案しながら、また川の水位を勘案しながら様子を見ていたわけですけども、17時5分に土砂災害警報が発令されて、やむなく17時15分に避難勧告を出させていただきました。それ以降ですね、やはり一番ピークだったのが夜8時ごろ、20時ごろに172人の避難者を迎えたというところでございます。それについてはですね、松田町の避難所に対する運営マニュアルというのは平成28年3月に作成してございまして、これは職員のほうで共有している部分ですけども、この運営マニュアルに基づいて避難者の対応を行っているということでございます。

その中で、食糧、非常食の関係ですけども、基本的にはこれまでも住民の



方々にお話ししているのは、最低3日間の避難したときにとる食事については各自確保していただきたいと。水についても同じですが。というようなことをお願いしています。それでもですね、やはりお持ちにならない方もいらっしゃいますので、必要最低限の水、それから毛布は用意させていただいた中で、今回、非常食を出すというところまでは至っておりませんが、水と毛布を配布させていただいたというところでございます。

11番 寺 嶋 その辺については一応了解しました。

次に、災害復旧の状況についてお伺いいたします。これは時間の関係で短くやらさせていただきます。今回、特にですね、大きな被害が出ました町道寄11号線等の修繕及び工事、それから健楽ふれあい広場の表土流失、あとは何ですか、盛土崩壊ですか。そういうようなことの復旧工事のこの見込みについてお伺いをいたします。

まちづくり課長 それでは、町道寄11号線に関して御説明をさせていただきます。町道寄11号線につきましては、現在、応急仮復旧ということで、片側交互通行で一部区間を運用しております。本復旧につきましては、現在、工法、直す方法ですね、工法検討を行う委託業務をっております。その結果を踏まえ、復旧の方法が決まった後にですね、国の災害復旧の査定がですね、1月の末を今、予定されております。その時点で金額等が決まりますけれども、現在、事前着工ができるかどうかということを通じ、国のほうと調整をしております。よって、工法が確定できて、事前着工が許していただければ、すぐにでも復旧作業に入りたいと思っています。以上です。

教 育 課 長 教育関連施設につきましては、まず、酒匂川町民親水広場につきましては、既に復旧させていただきました。大井町との共有地であります健楽ふれあい広場につきましては、共有地ということでもございますので、現在、大井町と協議をしておりますので、復旧はしていません。協議中でございます。

寄小学校の土砂につきましては、土砂がのり面から…（私語あり）以上2件でございます。

11番 寺 嶋 健楽園広場については、健楽広場の復旧については、大井町と協議中ということなんですけれども、どの辺が、今どういうふうに協議中なのかというところ

がちょっとわかりませんでしたので、もう1回お知らせいただきたいと思えます。

それからですね、何ですか、今回の台風の被害は全体では5,000万を超える被害になったと思いますけども、なっているようですけども、この中で国の補助金、国から補助金出る。今回は…補助金の関係で聞きたいんですけども。今回は激甚災害の支援ということで、寄11号線の復旧工事などのこの関する特別の財政支援を受けることができ、中には国庫補助率が通常の75%からかさ上げされるような工事もありますけども。今回の全体では、国の補助金はどのぐらい出るような見込みをしているのでしょうか。その辺についてお伺いをいたします。

教 育 課 長 健康ふれあい広場は表土が大分洗われてしまいましたので、経費が大分かかるということで協議、大井町と協議のみで、まだ具体的などどうするかというか、復旧方法とか、今後どうしていくかといった具体的なことまではまだ協議には至っておりません。以上です。

議 長 いいですか。

11番 寺 嶋 この辺のことにつきましては。

では、次に、2点目の給食費の負担軽減策等についてお伺いいたします。今回は特にね、これ今以上の負担軽減策などはね、特に考えてないということなんですけども、今回は、先ほど教育長の答弁にも少しありましたが、昨今ですね、食材料費の値上がりということで、近隣でも給食費をね、来年4月から値上げするような動きもあります。ですから、年々物価も上がるようですけどもね。消費税増税で運送費も上がっているようです。こういうようなことでね、仮にですよ、食材料費が上がって、給食費が値上げせざるを得ないような状況になってもですね、給食費の値上げを抑えてね、保護者負担軽減措置を、補助金をふやして家計への負担を軽減することも考えるべきだと思いますけども。今後の状況も踏まえて、それから先ほど言いましたように、幼稚園…いろいろありますけれども、保育料は無料になりましたが、給食費はね、給食費の中でも副食費ですか。主食費と副食費とちょっと内容が分かれておるようなんですが、これがね、今まで従来どおり払うようになっております。それから、ただ

それ以外についてもですね、幼稚園等については用品代だとか制服費、それから体操着などの費用もかかりますけれどもね。そういう中でもやっぱり消費税増税の影響で負担がふえるわけですね。今後、そういうようなことで、ぜひですね、今以上の軽減策を考えることも、考えていただきたいと思いますけども。その辺のことについて再度お伺いをいたします。

教 育 長 私のほうから答えさせていただきますが、確かにいろんな部分で生活において、この10%に上がるということは、家庭に御負担かけるのは、もうどこの家庭もそのような状況でございます。現実給食費の関係もですね、現時点、5%から8%に上がったところでも、町ではこの補助に対して補助金を上げることによって保護者の負担軽減を抑えてまいりました。そういう中で、ここで10%に上がったという状況の中で、現時点、学校での給食というのは実際に毎年自然災害とか、そういった中での物価の予想しない高騰等もあります。限られた回数と限られた予算の中で、現時点小・中学校の栄養士さん、かなり苦労して給食の質を下げないように努力しております。しかし、もうここで上がったことによって、さらにこれからも自然災害による影響も、予期せぬ事態も起きますので、そういったところではもう正直言いまして、苦慮している状況ももう限界に達しているという状況でございます。そういう部分ではぜひともですね、保護者の方にも御理解をいただきながら、給食の質、こういったものも下げないように、子供たちのためにやはりもうある程度給食費の値上げについても検討をせざるを得ないと、そういう時期に来ておりますので、ぜひとも気持ちとしてはできるだけ負担かけないという気持ちはございますけども、もうそろそろ限界に来ているという状況で御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

1 1 番 寺 嶋 それでは、次に就学援助についてお伺いをいたします。町のほうはですね、先ほどちょっとわからない点もありましたけども、就学援助について、現在ですね、生活保護世帯の課税基準の1.3倍ということの、町のほうは1.3倍以内の世帯がその他の児童扶養手当を受けている世帯とかね、そういう方が対象となっているのか。その生活保護世帯の課税所得基準の1.3倍というのは、所得…課税所得ですか、直せば大体どのぐらいの目安になっているのか。

それから、私は今回のこの対象者の拡大ということでは、生活保護世帯の課税基準の今度は1.5倍以内にね、引き上げて、それで課税基準をですね、所得緩和ですか。こういうことをして、対象者をね、拡大を図っていただきたいと、こういう趣旨なんですけども。その辺についてお伺いをいたします。

教 育 課 長

まず、生活保護世帯に準ずるということで、準要保護世帯について説明いたします。準要保護世帯につきましては、先ほど議員さんの質問にもございましたが、前年度の所得が世帯の状況に応じて算出した年間生活費、これは生活保護世帯の基準額の1.3倍以下でございますと、就学援助の該当世帯というふうになります。これがまず1点目でございます。

目安となりますと、これはなかなか難しいものがございまして、教育委員会としてもいろいろ算出を認定の中でシミュレーションとかもしたことがございます。その中で就学援助の世帯になる目安としましては、世帯構成とか住宅、持ち家がある、ない、こういった世帯、または世帯の中に障害者がいる、いない、こういった世帯構成によって大分違うものがございます。なかなかシミュレーションが難しい中で、今年度、就学援助を決定した44世帯中30世帯がひとり親の世帯でございました。こういったことを鑑みますと、この世帯に当てはめると、シミュレーション、40代、保護者は43歳、子供が中学生といった場合は290万円前後の所得ということになります。これはあくまでもひとり親世帯が多いということのシミュレーションの数字でございます。

3点目の拡大するというところで、1.5倍にということでございますが、近隣のこの辺の市町は全部1.3倍でございます。拡大するという考えは今のところはないというようなことで考えております。以上です。

1 1 番 寺 嶋

それでは、時間の関係で最後の質問をさせていただきます。今ですね、就学援助、近隣のほうは生活保護世帯の所得基準の1.3倍ということなんですけども、近隣でも1.5倍以内の世帯で就学援助しているところあるんですね。ですから、ほとんどないと今言いましたけど、中にはあります。そういうことを踏まえてですね、私は質問いたしましたので、その辺についてぜひ検討していただきたいと思います。

最後にですね、今回の就学援助の新入学生への入学準備金の前倒しと言いま

すか、小学校では新1年生、それから中学校では新1年生、こういう方への入学準備金が入学前にいただけるということになったんですね。そのことも申請方法とか、そういう周知の関係ではどのように。これは1月から実際受け付けやるんですね。いろんな準備で。この辺について周知の関係をお伺いいたします。

教 育 課 長 松田町も今年度、先ほど答弁もありましたが、来年2年4月に入学する児童・生徒を対象に、具体的に言うと新小学校1年生、新中学校1年生を対象に実施する予定でございます。このたびですね、要綱等も改正いたしまして、今、準備を進めておるところでございます。周知方法としましては、学校を通して保護者に周知、または幼稚園、幼稚園に行っていない方は郵送等で保育園または私立の保育園に郵送等で周知をする予定でございます。具体的には1月から動き出す予定でございます。以上です。

1 1 番 寺 嶋 時間になりましたので、この辺で寺嶋正、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。10時半より再開いたします。

(10時20分)